



(指定通所リハビリテーション)  
老人保健施設りは・くにくさ  
重要事項説明書

●あと会 / 3Yのこころ

やすらぎ  
情こまやかな心



豊かさ  
のびのびとした心

喜び  
快く受け入れる心

社会福祉法人 あと会

当施設はご利用者に対して指定通所リハビリテーションサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意くださいを次の通り説明します。

※当指定通所リハビリテーションの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人 .....	1
2. ご利用施設 .....	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業 .....	2
4. 職員の配置状況（一部併設の介護老人保健施設を含めた配置状況を掲載しています。） .....	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金 .....	4
6. 施設利用の留意事項 .....	10
7. 非常災害対策 .....	10
8. 秘密保持と個人情報の保護 .....	11
9. 虐待防止の措置について .....	11
10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて .....	11
11. 事故発生時の対応について .....	12
12. 要望及び苦情等の相談 .....	12
13. 第三者評価の実施状況 .....	13
14. その他 .....	14

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
事業所番号 3450180033

## 1. 施設経営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 あと会       |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号  | 082-856-0222     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏        |
| (5) 設立年月  | 平成4年10月8日        |

## 2. ご利用施設

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類    | 指定通所リハビリテーション   |
| (2) 施設の目的    | 社会福祉法人あと会が開設する老人保健施設りは・くにくさが行う指定通所リハビリテーション事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とします。   |
| (3) 施設の名称    | 老人保健施設りは・くにくさ   |
| (4) 施設の所在地   | 広島市安芸区阿戸町485番地の1  |
| (5) 電話番号     | 082-856-0600  |
| (6) 管理者名     | 築家 大介   |
| (7) 当施設の運営方針 | 通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、契約者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、契約者、家族代表者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。 |

- (8) 開設年月日 平成8年7月1日
- (9) 利用定員 40人
- (10) 通常の事業実施地域 広島市安芸区、呉市焼山、東広島市黒瀬町、海田町、熊野町の区域。
- (11) 営業日 月曜日から土曜日まで及び祝祭日  
(ただし年末年始を除く)
- (12) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分  
(また、延長サービス行う時間は2時間とする。)

### 3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成28年 4月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人

事業の種類		事業者指定年月日	定員
居宅	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3年 7月 1日 令和 3年 7月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19年10月1日 平成19年10月1日	24人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年 9月 1日	—	
居宅介護支援事業	平成11年 9月 8日	—	
居宅介護支援事業	平成24年 4月 1日	—	
居宅介護支援事業	平成28年 8月 1日	—	
居宅介護支援事業	令和 3年 3月 1日	—	

#### 4. 職員の配置状況 (一部併設の介護老人保健施設を含めた配置状況を掲載しています。)

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1	—	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導に従事
介護職員	9	1	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき、介護、看護などの通所リハビリテーションの提供に従事
看護職員	—	—	
理学療法士	1	—	利用者の通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションの提供に従事
作業療法士	—	1	

#### 【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 医師	8:30～17:30
2. 介護職員	8:30～17:30
3. 看護職員	8:30～17:30
4. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	8:30～17:30

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

##### 【サービスの概要】

共通的サービス

##### ①排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ②送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎を行います。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

### ③機能訓練

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。機能訓練室のみならず、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

## 加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

### ①入浴介助加算

#### (1)入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合。

#### (2)入浴介助加算（Ⅱ）

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行い以下に該当した場合。

- a. 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。
- b. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。
- c. 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。

## ②リハビリテーション提供体制加算

リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいたサービスを提供している場合。

## ③リハビリテーションマネジメント加算

### (1) リハビリテーションマネジメント加算 イ

- a. 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、療法士が、介護支援専門員を通じてその他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合。
- b. 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対し、医師又は医師の指示を受けた療法士が、当該計画に従い、利用を開始した日から起算して1月以内に、利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行った場合。
- c. 当事業所の医師が、リハビリテーション実施に当たり、療法士に対し、リハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、負荷、中止する際の基準等を指示し、それらを記録に残した場合。
- d. 定期的にリハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議の構成員と共有し、通所リハビリテーション計画について、作成に関与した療法士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告した場合。
- e. 療法士が介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意事項に関する情報提供を行った場合。
- f. 療法士が、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言もしくは、利用者家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。

### (2) リハビリテーションマネジメント加算 ロ

加算イの内容に加え、通所リハビリテーション計画書等の内容

に関するデータを厚生労働省に提出している場合。

(3) リハビリテーションマネジメント加算 ハ

加算ロの内容に加え、国が定める一定の要件を満たした場合。

(4) 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合

通所リハビリテーション計画について当該事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合。

④短期集中個別リハビリテーション加算

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に実施した場合。ただし、認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しません。

⑤認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であり、かつリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、集中的なりハビリテーションを個別に行った場合。

⑥生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、指定通所リハビリテーションの利用者の有する能力の向上を支援した場合。ただし、短期集中リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しません。

⑦若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた通所リハビリテーションを提供した場合。

⑧栄養改善加算

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。

⑨栄養スクリーニング加算

利用開始時及び利用中6カ月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合。

⑩口腔機能向上加算

口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。

⑪重度療養管理加算

所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の者であり、要介護3、要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合。

⑫中重度者ケア体制加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業者が、中重度者の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合。

⑬科学的介護推進体制加算

次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。

(2) 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定する情報その他通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。

⑭時間延長サービス

通所リハビリテーション事業所におけるサービス提供時間が8時間以上の場合の時間延長サービスの提供を行います。

⑮送迎未実施減算

利用者が自ら通う場合や利用者の家族が送迎を行うなど事業者が送迎を実施していない場合。

⑯サービス提供体制強化加算

経験豊かな介護職員や介護福祉士を国の定める基準以上配置してサービスを提供する場合。

⑰介護職員等処遇改善加算

介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

⑱感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合、所定単位数の3%加算させていただきます。

【サービス利用料金】

指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるとします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【サービスの概要と利用料金】

①食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。

②食事の提供費（夕食）

時間延長サービスをご利用される場合、ご契約者の希望により夕食をとっていただくことができます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（※材料代等の実費をいただくことがあります。）

④通常の事業の実施地域を越えて行う送迎

通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーションに要した送迎費は実費とします。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥おむつ代

ご契約者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設

で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが  
適当であるものについて、ご負担いただくことがあります。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額  
に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事  
由について説明します。

※詳細な各実費利用料は、別紙料金表をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いた  
します。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービ  
ス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

## 6. 施設利用の留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施  
設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担  
により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただ  
く場合があります。
- ③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、  
政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 7. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、  
避難器具設備等

防災訓練：年2回

## 8. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者又はその家族に関する秘密保持

①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

## (2) 個人情報の保護

①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

## 9. 虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

## 10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体拘束による行動の制限を解除いたします。

## 1 1. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
  - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
  - ② 発生状況・受傷状況を確認し、緊急連絡先に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
  - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者又は家族代表者に誠実に説明し再発防止に努めます。
- (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
  - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を主任介護職員に報告し、主任介護職員より速やかに家族代表者へ連絡します。
  - ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者又は家族代表者に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

## 1 2. 要望及び苦情等の相談

### (1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：管理者 築家 大介
2. 苦情受付担当者：介護職(主任) 本田 由美 (082-856-0600)
3. 第三者委員：阿戸地区民生委員・児童委員協議会会長 松田 英子  
阿戸地区社会福祉協議会 理事 下河 啓一

### 4. 苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解

- 決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④ その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安芸区役所厚生 部福祉課 高齢介護係	所在地 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 電話番号 082-821-2823 FAX 082-821-2832 受付時間 8:30～17:00
熊野町民生部高 齢者支援課	所在地 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 電話 082-820-5605 FAX 082-855-0155 受付時間 8:30～17:15
広島市役所介護 保険課	所在地 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 電話番号 082-504-2173 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団 体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 3. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

1 4. その他

(1) 確認

当施設ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場

合には、それに沿って契約者の通所リハビリ計画を作成するものとし  
ます。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない  
場合でも、通所リハビリ計画の作成を行います。その場合に、事業  
者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サー  
ビス計画作成のために必要な支援を行うものとし  
ます。

事業者は、通所リハビリ計画について、契約者又は家族代表者に対  
して説明し、同意を得た上で決定するものとし  
ます。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者  
又は家族代表者の要請に応じて、通所リハビリ計画について変更の  
必要があるかどうかを調査し、その結果、通所リハビリ計画の変更  
の必要があると認められた場合には、契約者又は家族代表者と協議  
して、通所リハビリ計画を変更するものとし  
ます。通所リハビリ計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を  
確認するものとし  
ます。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

(事業者) 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1  
社会福祉法人 あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、平成12年 4月	1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成17年10月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成18年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成20年11月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成21年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成21年10月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成22年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成22年 7月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成23年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成24年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成26年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成26年 8月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年11月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成30年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 元年10月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3年 4月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3年 8月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年 8月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年10月	1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 6月	1日から一部改正する。